三多摩支部 JTSU-E JTSU 輸送サービス労組 八王子地本

SAN-TAMA NEWS

No. 054
2021年
12月22日

ＪＲ東日本輸送サービス労働組合八王子地方本部三多摩支部情報　News from JTSU-E San-tama Branch

「それじゃ遅い」「もっと早く来い」

遅刻防止のためには法令違反も辞さない？

労働組合、怒りの労基署行動へ ＠青梅駅連合分会

「出勤確認時刻」に電話連絡や「指導」でノーペイ在社指示!?

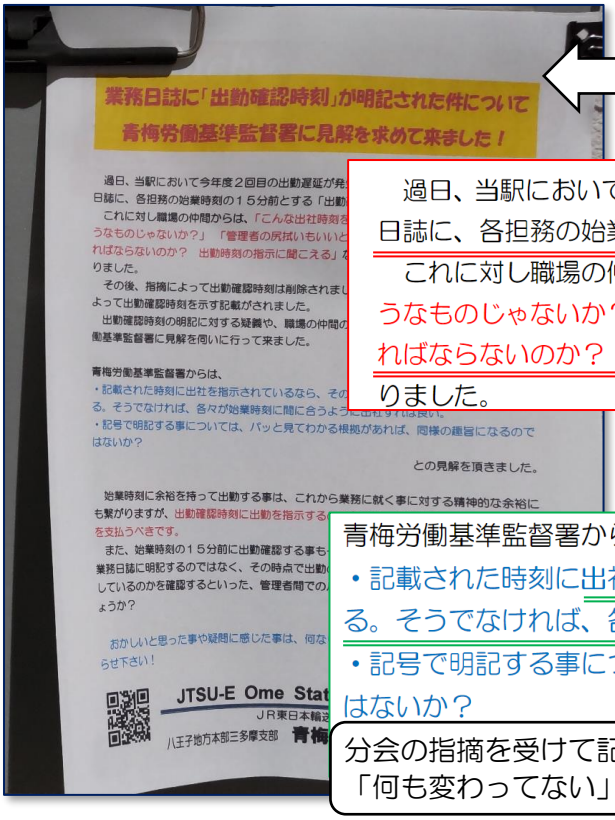

分会の掲示板より掲載内容を抽出。
出勤遅延の続発を受け、誰でも閲覧できる業務日誌への「出勤確認時刻」を記載したという。

過日、当駅において今年度２回目の出勤遅延が発生した事を受け、点呼時に使用する業務日誌に、各担務の始業時刻の１５分前とする「出勤確認時刻」が明記されました。

これに対し職場の仲間からは、「こんな出社時刻を指定したら、サービス残業をさせるようなものじゃないか？」　「管理者の尻拭いもいいところ」　「この時刻までに出勤しなければならないのか？　出勤時刻の指示に聞こえる」などといった、疑問や怒りの声が上がりました。

青梅労働基準監督署からは、
・記載された時刻に出社を指示されているなら、その時刻からの賃金を支払うように求める。そうでなければ、各々が始業時刻に間に合うように出社すれば良い。
・記号で明記する事については、パッと見てわかる根拠があれば、同様の趣旨になるのではないか？
との見解を頂きました。

分会の指摘を受けて記号化したものの、社員からは「何も変わってない」と苦笑が。

鉄道という仕事の特性上、出退勤の時間管理を厳しく指導するのは理解できます。

しかし、当該職場では**社員が各自で準備に必要な時間を確保するという「自衛策」を講じている**にもかかわらず、**それすら否定し、「確認時刻」に在社を暗に指示する管理者の言動を受けた**との声が多数聞かれてます。

『この時間にいなきゃダメなの？』『この時間を意識して出勤せざるを得なくなった』

労働基準監督署によれば「事業場の責任者から在社指示があれば、その時点で賃金が発生する。」とのこと。個々の努力を見ずに、「常識」によるノーペイの遅刻対策が、駅では強要されようとしています！

管理する側の常識は「理不尽」で「非常識」の愚行ばかり
私たち働く者の努力を正当に評価せよ！